

# 山梨県公報

第千八百六十号

平成二十年

六月九日

月 曜 日

## 目次

### 告示

保安林の指定施業要件の変更予定……………三三五  
 土地改良区の定款の一部変更の認可……………三三五  
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………三三五  
 道路の供用開始……………三三九  
 建築基準法に基づく道路位置指定……………三三九  
 公 告  
 落札者等の決定について……………三三九  
 平成二十年度宅地建物取引主任者資格試験の実施……………三三〇

## 告示

### 山梨県告示第二百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十年六月九日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

甲府市(次の図に示す部分に限る。)

#### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

#### 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

### 山梨県告示第二百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十年五月三十日白根土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成二十年六月九日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県告示第二百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年六月九日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 (図面省略)
身延町	小原島	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	大石野	急傾斜地の崩壊	
	帯金の1	急傾斜地の崩壊	
	古屋敷の1	急傾斜地の崩壊	
	古屋敷の1	急傾斜地の崩壊	
	古屋敷の1	急傾斜地の崩壊	

林之前 2	林之前 1	塩の沢	泥の沢	中村	沖村 2	沖村 1	光子沢 2	光子沢 1	大久保の 1	波木井の 3 3	波木井の 3 2	波木井の 3 1	宮の花	波木井の 2 2	波木井の 2 1	坂下	古屋敷の 1 4
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

谷津の 2 2	谷津の 2 1	大久保の 2	竹の下 2	竹の下 1	帯金の 2 2	帯金の 2 1	下栗倉	向平の 1 2	向平の 1 1	馬込	作之田 4	作之田 3	作之田 2	作之田 1	新地	谷津の 1	榎島	林之前 3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

塩之沢川	鳶の沢川	金竜寺沢川	薬師寺川	泥の沢川	入の沢川	大久保沢川	虹川	西畑沢川	横町沢川	古屋敷の2	湯別当の1	向平の2	戸坂3	戸坂2	戸坂1	亀久保2	亀久保1	大久保の3
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
	向平川	土石流	
	的馬沢川	土石流	
	渡々沢川 2	土石流	
	渡々沢川 1	土石流	
	古宿川	土石流	
	光子沢川	土石流	
	小室沢川	土石流	
	妙泉寺沢川	土石流	
	新地川	土石流	
	古宿沢川	土石流	
	宮原沢川	土石流	
	宮原沢川の2	土石流	
	長戸川	土石流	
	宮沢川	土石流	
	御崎沢川	土石流	

身延町																			
塩の沢	泥の沢	中村	沖村 2	沖村 1	光子沢 2	光子沢 1	大久保の 1	波木井の 3 3	波木井の 3 2	波木井の 3 1	波木井の 2 2	波木井の 2 1	坂下	古屋敷の 1 4	古屋敷の 1 3	帯金の 1	大石野	小原島	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり (図面省略)																			
大久保の 2	竹の下 2	竹の下 1	帯金の 2 2	帯金の 2 1	下栗倉	向平の 1 2	向平の 1 1	馬込	作之田 4	作之田 3	作之田 2	作之田 1	新地	谷津の 1	榎島	林之前 3	林之前 2	林之前 1	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

谷津の2	1	急傾斜地の崩壊
谷津の2	2	急傾斜地の崩壊
大久保の3		急傾斜地の崩壊
亀久保	1	急傾斜地の崩壊
亀久保	2	急傾斜地の崩壊
戸坂	1	急傾斜地の崩壊
戸坂	2	急傾斜地の崩壊
戸坂	3	急傾斜地の崩壊
向平の2		急傾斜地の崩壊
湯別当の1		急傾斜地の崩壊
古屋敷の2		急傾斜地の崩壊
大久保沢川		土石流
御崎沢川		土石流
宮原沢川の2		土石流
古宿沢川		土石流
渡々沢川		土石流
的馬沢川		土石流

**山梨県告示第二百六十七号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年六月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年六月九日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	白井河原八田線	笛吹市石和町小石和字神明二八六番の一地先から 笛吹市石和町小石和字神明二八九番の一地先まで	一・二五・〇	平成二十年六月二十日

**山梨県告示第二百六十八号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年六月九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置  
笛吹市石和町川中島字宮ノ南一番五及び字宮ノ東五二三番四
- 二 道路の幅員  
五・〇〇メートル
- 三 道路の延長  
二八・二二メートル

**公 告**

● 落札者等の決定について  
 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十年六月九日

山梨県知事 横内正明

- 一 随意契約に係る業務の名称及び数量  
山梨県税務システム改修業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総務部税務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成二十年五月七日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番二号

五 随意契約に係る契約金額

五千五百七十五万五千円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 平成二十年度宅地建物取引主任者資格試験の実施

財団法人不動産適正取引推進機構理事長から、次のとおり通知があった。

平成二十年六月九日

山梨県知事 横 内 正 明

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第十六条

の二第一項の規定による山梨県知事の委任に係る平成二十年度宅地建物取引主任者資格

試験を次のとおり実施する。

平成二十年六月九日

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 望 月 薫 雄

一 試験日時

平成二十年十月十九日（日）午後一時（法第十六条第三項の規定により試験の一部

が免除される者にあつては、午後一時十分）から午後三時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験資格

年齢、性別、学歴等特別な制限はない。

四 受験手続

1 インターネットによる申込み

(一) 申込方法

(1) 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ（<http://www.reio.or.jp>）に

アクセスし、受験申込画面において必要な事項（登録講習修了者については、

登録講習修了者証明書（登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内

のもの）に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号等を含む。）

を入力する。

(2) 顔写真ファイル（平成二十年四月一日以降に撮影した無帽、正面、無背景で

JPEG形式のもの）

(二) 受験手数料

七千円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより、又はコ

ンビエンスストアより納入する。

(三) 受験申込み受付期間

平成二十年七月一日（火）午前九時三十分から同月十五日（火）午後九時五十

九分まで

(四) 試験案内の掲載場所及び掲載期間

財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ（<http://www.reio.or.jp>）にお

いて平成二十年七月一日（火）から同月十五日（火）まで掲載する。

2 郵送による申込み

(一) 提出書類

(1) 受験申込書（受験手数料納入済を証する振替払込受付証明書又は銀行振込受

付証明書をはったもの）

(2) 顔写真一枚（平成二十年四月一日以降に撮影した無帽、正面、無背景の縦の

長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートル、ただし、顔の寸

法は、頭頂からあごまでが三・二センチメートル以上三・六センチメートル以

下の大きさのもの）

(3) 法第十六条第三項に規定する講習の課程を修了した者については登録講習修

了者証明書（登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの）

(二) 受験手数料

七千円

所定の振替用紙又は銀行振込用紙により、ゆうちょ銀行（郵便局）又は財団法

人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む。

(三) 受験申込み受付期間

平成二十年七月一日（火）から同月三十一日（木）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。

(四) 受験申込書の郵送先

社団法人山梨県宅地建物取引業協会（郵便番号四〇〇〇八五三 甲府市下小河原町二百三十七番地の五）あて、配達記録郵便で申し込むこと。

(五) 受験申込書及び試験案内の配布場所及び配布期間

四(四)の場所、上野原市役所建設課（上野原市上野原三八三番地）、三省堂書店甲府岡島店（甲府市丸の内一丁目二十一番十五号岡島百貨店六階）、ブックスマン（笛吹市石和町窪中島百十七番地の二）、朗月堂書店本店（甲府市貢川本町十三番地の六）、朗月堂書店韮崎店（韮崎市藤井町南下条二百七十二番地の一）、BOOKS・KATOH富士吉田本店（富士吉田市上吉田三五七番地の七）、BOOKS・KATOH河口湖店（南都留郡富士河口湖町船津六八五四番地）及びBOOKS・KATOH都留店（都留市田原二丁目一番九号）において平成二十年七月一日（火）から同月三十一日（木）まで配布する（ただし、四(四)の場所及び上野原市役所については、土曜日、日曜日及び休日を除く）。

五 問い合わせ先

社団法人山梨県宅地建物取引業協会（電話〇五五 二四三 四三〇〇）

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番